

広島県税条例及び過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十六号

広島県税条例及び過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における

県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
第四十六条の二第二項第三号中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改める。

附則第六条の二の二中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第六条の四第一項第二号ロ中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同号ハ中「及び」を「並びに」に、「から」を「及び第十条の二の二から」に改める。

附則第十一条の二第三項中「第九条の六第一項」を「第九条の七第一項」に改める。

附則第十一条の二の九第一項及び第三項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第六項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第十一条の二の十中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第十二条の二中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十三条の三を次のように改める。

第十三条の三 削除

附則第十四条の見出しを「(自動車取得税の非課税)」に改め、同条第一項中「第五項」を「次条第四項」に、「第六項各号」を「同条第五項各号」に、「第七項」を「同条第六項」に、「第八項各号」を「同条第七項各号」に、「第九項第三号」を「同条第八項第三号イ」に、「以下この条」を「次条及び附則第十四条の四」に改め、同条第二項から第十二項までを削り、同条の次に次の三条を加える。

(自動車取得税の税率の特例)

第十四条の二 自家用の自動車(第九十四条第一項の自動車をいう。以下この条から附

則第十四条の四までにおいて同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第九十七条の規定にかかわらず、当分の間、百分の五とする。

2 第八項第一号、第二号若しくは第三号ロに掲げる軽油自動車又は附則第十四条の四第一項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前条の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前条又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条及び附則第十四条の四において「車両総重量」という。)が三・五トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第一項に規定するものイ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条及び附則第十四条の四第一項第一号において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの(以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条及び附則第十四条の四において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第四条の五第三項に規定するエネルギー消費効率(以下この条及び附則第十四条の四において「基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

二 附則第十四条の四第二項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車(地方税法施行規則附則第四条の五第四項に規定する電気を動力源とする自動車をいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対し

て課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（地方税法施行規則附則第四条の五第五項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の五第六項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第四条の五第七項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の五第八項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第四条の五第九項に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則附則第四条の五第十項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則附則第四条の五第十一項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十二項に規定するものをいう。以下この

項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得(前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六(当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七)を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十三項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の五第十四項に規定するもの(以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十五項に規定するもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の五第十六項に規定するもの(以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前三項又は附則第十四条の四の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年八月三十一日(第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日)までに行われたときに限り、第九十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号又は第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一)を、第三号イに掲げる軽油自動車にあつては百分の〇・五をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の五第十七項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第四条の五第十八項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の五第十九項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十項に規定するもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

- イ 乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第四条の五第二十一項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの
- ロ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十二項に規定するもの

（自動車取得税の免税点の特例）

第十四条の三 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第九十八条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第十四条の四 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（附則第十四条の二第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

- 一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則附則第四条の六第一項に規定するもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第四条の六第二項に規定するもの
- 二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネ

ルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第四条の六第三項に規定するもの

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（附則第十条の二第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第九十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第四条の六第四項に規定するもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

附則第十六条第一項及び第二項中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改め、同条第三項の表中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に、「附則第十二条の二の四第三項」を「附則第十二条の二の七第三項」に、「附則第十二条の二の四第四項」を「附則第十二条の二の七第四項」に改める。

附則第十七条中「平成三十年三月三十一日までに第四百四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四条第六項の規定に該当するに至った場合における」を削り、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

第十七条の二 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四百四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置

法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四百条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第五百条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。附則第十八条第一項中「第四項において」を「第三項及び第四項において」に改め、「(第三項において「電気自動車等」という。)」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この号及び次項において「車両総重量」という。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの(以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの(以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて

電気その他の地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則附則第五条の二第六項に規定するものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則附則第五条の二第七項に規定するものをいう。)

四 エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則附則第五条の二第八項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの(次項及び第五項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの

附則第十八条第四項第二号イ中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」、「(以下この号において「車両総重量」という。)」及び「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの(以下この号において「」を削り、「」という。)に適合し」を「に適合し」に、「附則第五条の二第五項」を「附則第五条の二第十一項」に改め、同号口中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの(以下この号において「」及び「」という。)」を削り、「附則第五条の二第七項」を「附則第五条の二第十二項」に改め、同項第三号中「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同条第五項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「附則第五条の二第五項」を「附則第五条の二第十四項」に、「第三項」を「前項」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、「当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とする。

(過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第二条 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中広島県税条例附則第六条の四第一項第二号ロ、附則第十一条の二の九及び附則第十一条の二の十の改正規定は、平成二十二年六月一日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。）第九条の六第一項に規定する公開買付けに依じて行う同項に規定する上場株式等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに依じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、第一条の規定による改正前の広島県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十一条の二第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」とする。

4 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第五条 新条例附則第十六条の規定は、施行日以後に新条例第四百四条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧条例第四百四条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現にされている旧条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧法」という。)第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付の申請は、新条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する旧法第四百四十四条の二十一第一項の規定により交付を受けている免税証は、新条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する新法第四百四十四条の二十一第一項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する旧法第四百四十四条の二十一第二項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例附則第十六条第二項において読み替えて準用する新法第四百四十四条の二十一第二項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 新条例附則第十八条の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。